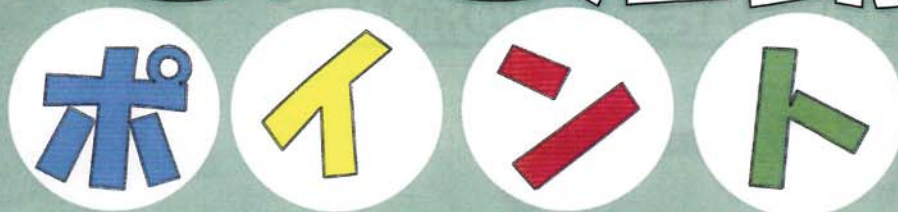


# シニア 会員募集中!!

# いきいき活動



～お互い  
生きがい  
助け合い～

事業



## シニアが活躍する新たな事業がスタート!!

### 活動登録対象者

65歳以上の市民(茨木市介護保険第1号被保険者)ならどなたでも

### 活動内容

- ・レクリエーションや  
    喫茶の手伝い
- ・話し相手
- ・囲碁や将棋、麻雀の相手
- ・書道や手芸の指導
- ・歌や踊り、マジックの披露
- ・施設行事や  
    イベントの手伝い
- ・軽微かつ補助的な活動

※これは活動の一例です

高齢者施設等で活動をすると

**ポイント**が貯まり



活動支援金に交換することができます

自分の**趣味**や**経験**を活かしたい!  
**新しい活動**を始めたい!

第2の人生を**スタート**したい!

皆さんからの

**ご連絡お待ちしております!!**



連絡先は**こちら**

## シニアプラザいばらき

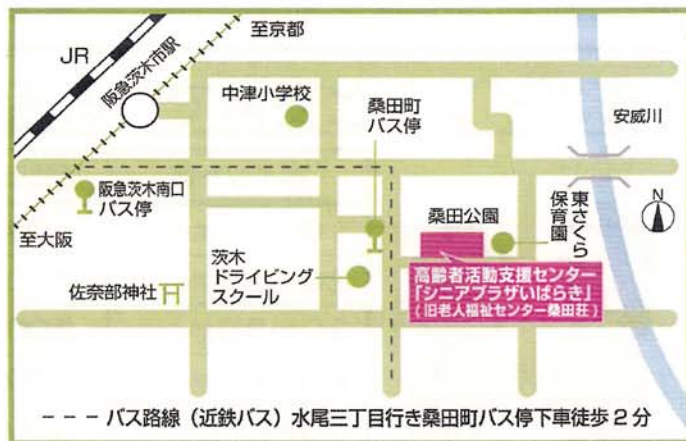
(シニアいきいき活動ポイント事業事務局)

〒567-0841 茨木市桑田町 24 番 21 号

電話 & FAX **072-657-8819**

Eメール [sip@ibaraki-csw.com](mailto:sip@ibaraki-csw.com)

受付時間 午前9時～午後5時  
(月・日・祝はお休み)



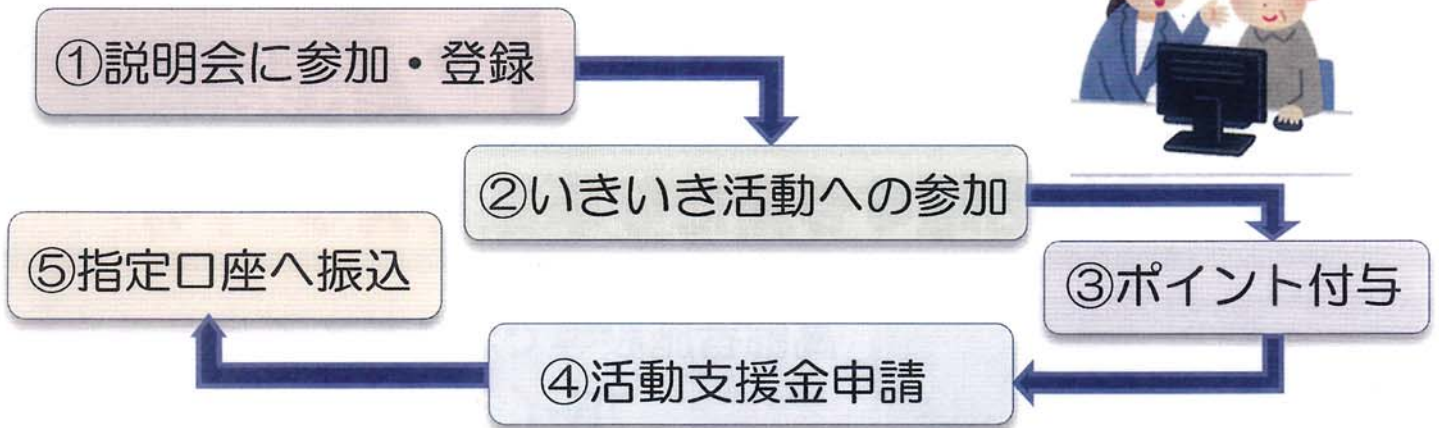


## ★シニアいきいき活動ポイント事業とは★

シニアの皆さんが指定の施設等でいきいき活動をする  
とポイントが貯まり、申請するとポイントに応じて活動  
支援金に交換できる事業です。



## ★いきいき活動の流れ★



①活動希望者は、「説明会」に参加し、目的や意義を理解したうえで「登録申請書」を事務局に提出して登録し、その後「登録証」「ポイントカード」と「活動メニュー表」を受け取ります。

②登録者は、希望活動内容と受入先が決まれば、事務局に事前調整を依頼し、受入先との連絡調整を受けた後、施設などで活動を行います。

③活動終了後、受入先にて「ポイントカード」にポイントシールが付与されます。

④「ポイント活用申請書」とポイントシールを貯めた「ポイントカード」を添えて、申請期間内に事務局へ申請をします。

（申請期間は毎年＜上半期＞9月1日～10月10日もしくは＜下半期＞2月1日～3月10日まで）

⑤指定口座へポイントに応じた活動支援金が振り込まれます。

## ★ポイントと交換できる活動支援金の金額について★



ポイント数	活動支援金
10～19ポイント	1,000円
20～29ポイント	2,000円
30～39ポイント	3,000円
40～49ポイント	4,000円
50ポイント～	5,000円

- 1時間活動をするると1ポイントです。
  - 2時間を超えても1日あたり2ポイントが上限です。
  - 1日に複数の場所で活動し、2時間以上の活動をしてしても2ポイントが上限です。
- ※活動支援金は年間5,000円が上限です。



# シニアいきいき活動ポイント事業説明会

～ いきいき活動のおススメ ～

シニアのみなさん、新たなわくわく情報です！！

平成27年4月より、

あなたのいきいき活動に、**ポイント**がつきます。

シニアいきいき活動ポイント事業がスタートしました。

- ・どんな目的の事業なの？
- ・どんな活動をすればポイントが付与されるの？
- ・活動するには、どこに申し込めばいいの？

その他、詳しく説明をします。疑問にもお答えします。  
お誘い合わせてご参加ください。



## 5月の説明会

日時：12日（火）、26日（火） 午後2時～

13日（水） 午前10時～

※ご都合に合わせてご参加ください。複数回参加OKです。

会場：高齢者活動支援センター「シニアプラザいばらき」〈旧桑田荘〉大広間

〒567-0841 茨木市桑田町24番21号

対象者：65歳以上の茨木市民

その他：事前連絡の上ご参加ください。

☎ 072-657-8819（中村・石井）

当日、説明会場での登録手続きも可能です。

（登録される場合、印鑑・介護保険被保険者証が必要です。）

